

記者発表資料
令和5年8月28日

所 属	大垣市 こども未来部 保育課
担 当	課長：川崎 対策官：林 主幹：高木
連絡先	0584-47-7096（直通）

特別な配慮を要する園児の指導等（障がい児保育）について

1 趣 旨

公立園における特別な配慮を要する園児への指導（障がい児保育）は、従来、特定の園にプレイルームを設置し対応してきたが、入室に際して、子どもの指導の必要性よりも、保護者の意向による部分が大きく、また、幼保園においては幼稚園部の園児は利用できない、あるいは、途中での入退室ができないなど、園児の発達や必要度に応じた運用になっていない課題があった。

また、特別な配慮を要する園児の増加により、個別指導等が必要な園児が各園に多数在籍する状況にあるとともに、地域の園で個別指導を受けたいという保護者のニーズもあった。

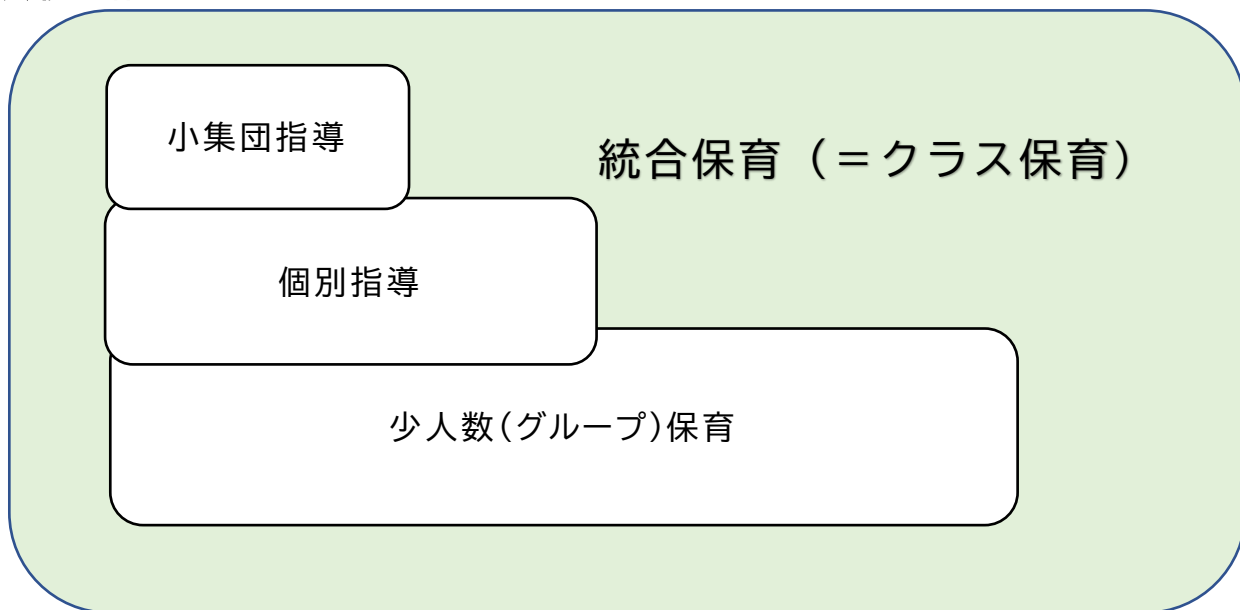
こうした現状を踏まえ、令和3年度に、大垣市の公立保育園・幼稚園等のあり方懇談会から、令和4年度には、保育・幼児教育課題研究会からの提言を受け、園長会等での検討の結果、保育の在り方としては、障がいの有無にかかわらず、同じ園の中で育ち合う「統合保育」を基本に、その実現のため、全園における個別指導の実施を目指し、順次、実施園の拡充を図ることとした。

2 事業内容（主な変更点）

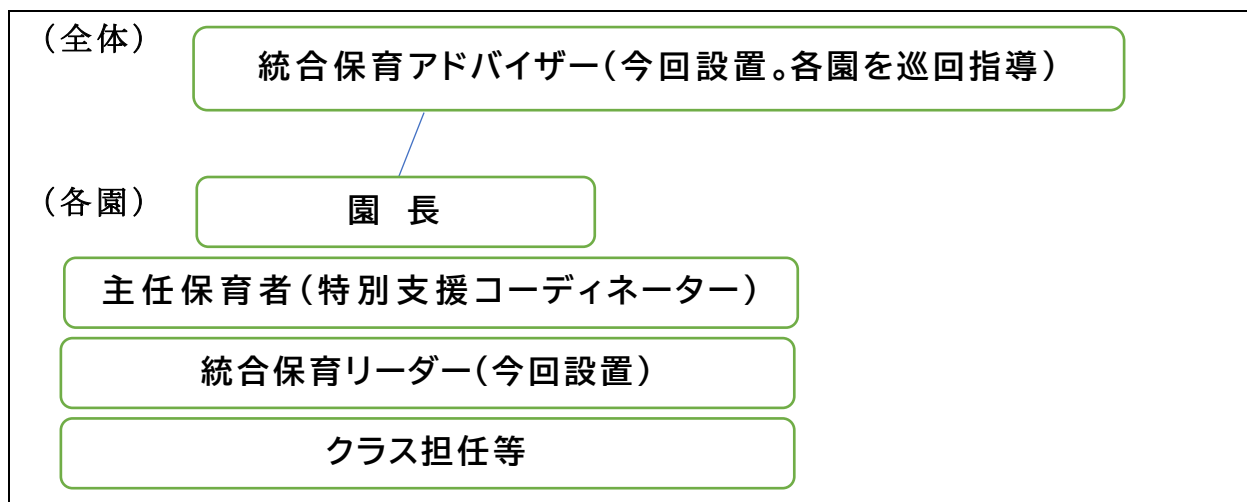
	変更後	変更前
(1)実施園	・全園 ※令和6年度は、右記の5園に、ゆりかご保育園・墨俣保育園を加えた7園	・赤坂、北、三城、日新幼保園及びすもと保育園の5園
(2)入 室	・保護者が希望する園児 ・面談（聞き取りと発達状況の確認）により必要度を判断 ※個別指導が必要ない園児についても状況に応じて少人数保育等の適切な支援を実施。	・保護者が希望する園児
(3)対 象	・制限なし ※療育施設等で指導を受けていない園児を優先	・幼稚園部の園児は入室不可

3 統合保育や実施体制のイメージ

(1) 統合保育



(2) 実施体制



※統合保育リーダーは、大垣女子短期大学が設置する「子どもの発達と援助学コース」を受講し、認定療育士の認定を受けた者を基本に指名。

令和4年度までの修了者8人。令和5年度受講者3人。

4 その他関連する取組

(1) ことばの教室

構音指導を中心に、市内公私立園に通う特別な配慮を要する園児の指導を実施。

[最近の見直し概要]

- ① 拠 点 3 園（赤坂幼保園、興文幼稚園及び東幼稚園）
→4 園（赤坂幼保園、三城幼保園、日新幼保園及び北幼保園）
- ② 対 象 市内在住の他市町の園利用者も利用可能に見直し
- ③ その他 夏期の集中教室を開催

(2)ポルトガル語保育支援員

言語の違いにより意思疎通が困難な園児及び保護者の円滑な就園等のため、ポルトガル語保育支援員による巡回支援を公立園で実施。

(参考資料)

○「大垣市の公立保育園・幼稚園等のあり方懇談会」（令和3年度開催）

(1) 委員

会 長：岐阜大学教育学部 副学部長 今村光章
副会長：岐阜聖徳学園大学短期大学部 学部長 田中亨胤
委 員：大垣女子短期大学 幼児教育学科 准教授 今村民子
東海学院大学短期大学部 幼児教育学科 教授 杉山喜美恵
中部学院大学教育学部 子ども教育学科 教授 西垣吉之

(2) 提言項目

- ① 保育・幼児教育集団の適正規模について
- ② 障がい児保育のあり方について
- ③ 保育・幼児教育制度の整理等について
- ④ 目指すべき大垣市らしい保育・幼児教育等について

○「大垣市保育・幼児教育課題研究会」（令和4年度開催）

(1) 構成員

公募により応募のあった主任保育者9人、保育課の担当職員6人で構成し、3部会に分かれて調査研究を実施

(2) 検討項目

- ① 研修体系の見直し
- ② 特別な配慮を要する子どもへの保育について
- ③ 保育の質向上のための仕組みづくり
- ④ 目指すべき子どもの姿・保育者の姿